

令和8年度 SHIFT補助金が公募開始

公募開始：令和8年6月12日（金）

一次公募締切：令和8年7月15日（水）12時必着

二次公募締切：令和8年8月26日（水）12時必着

工場・事業場等の電化や燃料転換を伴う設備更新に活用できます！

環境省 補助事業名：令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂ 化加速事業略称：「**SHIFT事業**」のうち**省CO₂型システムへの改修支援事業**

執行団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会（略称「GAJ」）

対象業種：民間企業、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合等、一般/公益社団法人、一般/公益財団法人等 ※国、地方公共団体、個人は申請不可

補助率：**1/3以内（1実施事業者あたり上限1億円）**

対象経費：設備費・工事費（撤去処分費等除く）

■ 補助事業要件

下記の事業要件のどちらか又は両方で申請が可能です。

工場・事業場単位

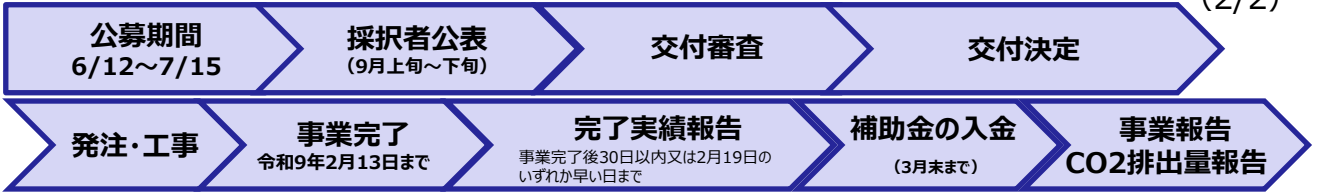
工場・事業場全体で
CO₂排出量**15%以上削減** ※1

主要なシステム系統

補助対象設備を導入する主要な
システム系統における導入前後の
設備対比で
CO₂排出量**30%以上削減** ※1

■ 主たる申請条件

2023～2025年度平均または2025年度のエネルギーデータで基準年度CO₂排出量を算定できること基準年度CO₂排出量**50t-CO₂以上**の工場又は事業場であること ※2CO₂削減計画に基づく設備導入や**電化・燃料転換を行う事業**であること**自主的対策を検討**し、自主的対策がある場合は申請時に実施内容を提出すること ※1事業の**投資回収年が3年以上、費用対効果が10万円/t-CO₂以下**であること補助金事務に伴う各種報告に加えて**EEGS**※3による排出量報告を行うこと原則、対象施設の敷地内にある全ての**建物所有者が法人格を有している**ことシステム系統で申請する場合、導入設備のエネルギー消費量の**計測が必要**家庭用設備・機器（ルームエアコン等）は**補助対象外** ※照明設備は中小企業のみ条件付きで対象直近2期の決算において連続の**債務超過**でないこと補助事業の実施期間は交付決定日から**令和9年2月13日まで**※1. CO₂削減量に自主的対策による削減量を任意で加えることが可能になりました。代表的な自主的対策とは、補助対象外経費で行う設備機器導入（太陽光発電設備の導入等）や既存設備の改造等の実施があります。※2. ラブホテル、パチンコ店等、「風俗営業」等を営む事業場は**補助対象外** ※3. 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム



※事業報告、EEGSによるCO2排出量報告は3年間必要です。

2 注意事項

■空調・給湯・蒸気システム、工業炉、CGSにおいて**単純な高効率化改修は対象外です**

電化・燃料転換を伴わない更新、LNGから都市ガスの燃料転換等は補助対象外です。

例：設備更新するが燃料種は変わらない場合

（ダウンサイジングや更新前後で台数が異なる場合、セントラルから個別空調等も燃料転換が伴わなければ対象外）

■大企業における基準年度CO2排出量の検証について

大企業に該当する事業者は、基準年度CO2排出量の検証を第三者検証機関に依頼・実施が必須です。（別途、検証費用が発生）

■自主的対策による排出量削減目標の追加について

CO2削減効果の自主的対策を実施し、そのCO2排出削減量を省CO2型システム改修支援のCO2排出削減量に加えるかどうかは、申請者が任意に選択できますが、自主的対策によるCO2削減効果を追加した場合、完了実績報告時に自主的対策による実績を報告する必要があります。（自主的対策によるCO2排出削減量の評価には上限あり）

■過去、補助事業に採択された事業場等について

令和7年度（予算年度を問わず）が設備更新年度であるSHIFT事業により機器を導入した工場・事業場は申請できません。

■併願について

同じ敷地境界内の同じ設備機器を対象として(同一の支援範囲で)、令和8年度および令和7年度補正のDX型CO2削減対策実行支援事業と併願することはできません。

3 想定される審査項目

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2削減効果が高いこと（削減量、削減率、費用対効果）
	申請者(実施事業者等)が環境指標に批准していること
	代表事業者、共同事業者、実施事業者のいずれかが、温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」応援団への参画及びデコ活宣言の実施と取り組みをしていること
その他の審査項目	申請者(実施事業者)が電力低炭素化取組の実績を有すること
	申請者(実施事業者)が過年度SHIFT事業によりCO2削減計画を行っていること。または、本申請にあたって作成したCO2削減計画を支援機関により支援を受けたこと
	補助事業実施場所が、環境省が選定した脱炭素先行地域に含まれること
	2024年度または2025年度の環境省LD-Tech認証製品一覧に登録されている設備機器を補助対象として導入すること（1機種でも含まれていれば加点対象）

4 交付申請時の主な提出書類について

①交付申請書 ②整備計画書 ③経費内訳 ④CO2排出量計算書／CO2削減計画書 ⑤事業工程表 ⑥代表事業者の定款又は寄附行為および事業実施場所の概要、共同事業者の事業概要資料 ⑦代表事業者および共同事業者の直近2期分の財務諸表

⑧敷地境界が確認できる公的な資料（大企業の場合）

工場の場合：工場立地法届出、消防法届出等、事業場の場合：建築基準法届出、消防法届出等

⑨航空写真等を利用した敷地境界が確認できる資料 ⑩敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料（建物の不動産登記事項証明書）⑪導入する設備・技術に関する説明資料 ⑫見積書及び見積根拠資料 ⑬相見積書 ⑭固定価格買い取り制度の設備認定に関する誓約書 ⑮消費税免税事業者に関する資料 ⑯批准している環境指標の資料 ⑰電力低炭素化取組実績資料 ⑱脱炭素化促進計画の策定に関する第三者機関の支援実績資料 ⑲脱炭素先行地域に関する資料 ⑳LD-Tech認証製品に関する資料 ㉑温室効果ガス削減目標の設定および「デコ活」に関する資料

※詳しくは執行団体ホームページ掲載の「公募要領」をご確認ください。

5 問合せ先窓口及び提出方法

■公募全般に対する問い合わせ期間

問い合わせ終了日：令和8年8月19日（水）

■問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ） 事業運営センター 事業部

Email : shift@gaj.or.jp URL : <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/koubo/R8.html>

■提出方法について

原則、jGrantsによる提出

※jGrantsの詳細は執行団体ホームページ掲載の「改修支援事業公募向けJGrants電子申請マニュアル」を参照ください。

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください